

奥州市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用に係るキャンセルポリシー

- 1 「こども誰でも通園制度総合支援システム」にて利用申込みを行った時点(仮予約)より、当キャンセルポリシーの対象となります。
- 2 施設の利用承諾をもって予約確定となります。
- 3 利用日を変更したい場合、または利用をキャンセルする場合は、できるだけ速やかに施設に連絡するようにしてください。
- 4 以下の場合にはご利用をお控えいただくとともに、利用のキャンセルについて、できるだけ速やかに施設に連絡するようにしてください。
 - (1) 利用日前日まで発熱があった場合
 - (2) 利用日当日に発熱がある場合
 - (3) ご家族が感染症にかかっている場合
 - (4) 発熱はなくても体調の崩れが見られる場合
- 5 無断でのキャンセルやたび重なる予約変更は施設等や他の利用者への迷惑となりますのでお避け下さい。
- 6 お子様の体調不良等によりキャンセルを希望される場合は、できるだけ速やかに、可能な限り利用前日までに予約した施設にご相談ください。
- 7 利用当日に施設にキャンセル連絡をした場合や、無断キャンセルの場合は、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を利用したものとみなし、確定した予約内容に基づき利用時間枠からの減算となります（別表）。
- 8 利用料の算定については下記のとおりです。
 - (1) 利用料金については、原則として予約時間で計算されます。
 - ・利用開始予定時刻を過ぎてからお預かりした場合でも、利用開始予定時刻から料金が計算されます。
 - ・体調不良等によりお迎えが利用終了予定時刻より早まった場合でも、利用終了予定時刻までの時間で料金が計算されます。
 - (2) ただし、お迎えが利用終了予定時刻を過ぎた場合は、実際のお迎えの時間で料金が計算されます。（例：お迎えが利用終了予定時刻を超過した場合、30分の利用として計算）
※(2)については、施設によって超過した分の料金の加算設定が異なりますので、超過とみなされない場合もあります。
 - (3) 実際の利用時間が1時間未満の場合は1時間へ切り上げて計算されます。
 - (4) 1時間を超える利用分について30分単位へ切り上げて計算されます。
 - (5) 確定した予約時間分が乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）の対象となります。
 - (6) 利用当日にキャンセル連絡をした場合や、利用の無断キャンセルの場合は、利用があったものとみなし、施設への利用料のお支払いが必要です（別表）。
 - (7) 施設が独自で利用料にかかるキャンセルポリシーを定めている場合は、施設のキャンセルポリシーが優先されますので、施設からの請求に従って利用料をお支払いください。
- 9 給食代等の実費徴収については施設の規定に基づきお支払いください。

別表

	前日まで(※)にキャンセル連絡をした場合	当日にキャンセル連絡をした場合（無断キャンセル含む）
利用枠からの減算	減算なし	減算あり (利用があったものとみなす)
利用料の支払	発生なし	予約した分について発生
	(施設で利用料にかかるキャンセルポリシーを定めている場合) そのキャンセルポリシーに従って利用料が発生	

※土日祝および12月29日から1月3日までの間についてはその直前の平日の施設の
開所時間内